

年度	人口	自治権拡充 新たな政策課題	地域行政の推進	職員数 <sup>2</sup> 「総数」「本庁舎」「総合支所」
平成62年度	約105万 ↑ 1	地方分権改革の推進 都区制度改革の推進 児童相談所の移管 超高齢社会への対応 切れ目のない子育て支援 等	地域・地区における事業展開 児童館の地域移管検討	ICT活用による事務改善 縦割りから横つなぎへ 行政手法の転換
平成28年度	約89万		地域包括ケアの地区展開を全地区で実施	5,067   1,867   1,020
平成18年度	約81万		都市整備部門を本庁舎に再編し、総合支所の3部制を廃止	5,406   1,741   961
平成17年度	約80万		出張所改革 建築指導の集約 用地事務部門の再編 税務関連の組織の再編	5,565   -   1,309
平成12年度	約78万	特別区制度改革 清掃事務移管		6,239   -   -
平成11年度	約78万		総合支所を区民部、保健福祉センター、街づくり部の3部制に移行	5,806   1,428   1,618
平成9年度	約77万		保健所と福祉事務所を統合再編 5地域に保健福祉センター設置	5,898   1,645   1,398
平成3年度	約77万		地域行政制度発足 5総合支所スタート	5,990   1,668   1,225
平成2年度	約77万		本庁と玉川支所、砧支所の3所体制	6,066   1,924   718
昭和53年度		世田谷区基本構想・基本計画		
昭和49年度	約76万	区長公選制復活 都の配属職員制度廃止 保健所移管		<sup>3</sup> 50年度 4,953   -   - 49年度 3,122   -   -
昭和44年度	約75万	第2庁舎竣工		2,206   -   -
昭和40年度	約70万	福祉事務所移管		1,740   -   -
昭和35年度	約61万	第1庁舎竣工		1,188   -   -

1 世田谷区総合戦略(平成28年3月)における将来人口推計より

2 常勤職員のみ

3 地方自治法の改正は昭和49年だが、昭和50年施行のため、これに伴う職員数増は昭和50年度より